



エコマーク認定取得に関する資料

エコマーク『清掃サービス』 認定基準と申請方法について



2025年4月

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局



1. 清掃サービスのエコマーク認定基準
2. 清掃サービスのリモート(現地)審査
3. エコマーク認定までの流れ
(申込方法、費用について)



1. 清掃サービスのエコマーク認定基準



基準制定の背景

【清掃管理業務】

- 持続可能な社会形成を目指していく中で、建築物の適正な維持管理による長期使用は重要な観点の一つである
- 「清掃管理業務」は、日常的な作業、洗浄剤等の使用や廃液の処理を行うなど環境との関わりは大きい

⇒SDGs等の機運が高まる中、環境配慮型の洗浄剤の使用や省エネ・節水に繋がる作業方法の選択などに取り組む事業者がいる

【作業で発生する廃液】

- 清掃業務で発生する廃液は、産業廃棄物として、原則 清掃事業者の責任で処理することが義務付けられている
- 洗浄剤等の種類によって、廃液の処理方法や関連法規が異なる
⇒例)亜鉛を含む床維持剤の剥離廃液:下水排除基準に規定(2mg/L以下)

⇒清掃事業者による適正処理の意識が希薄なケースや発注側の仕様書に廃液処理に掛かる経費が正しく反映されていない場合があるという指摘もある



基準制定の目的

- 清掃事業者の環境配慮の取り組みの普及拡大、および業務の発注者（ビルオーナー等）への環境配慮された清掃業務の認知・利用拡大
- 発注者に対する清掃業務の正しい理解が広がることを目的に、普及啓発の一助となること
- 併せて、国等の入札に対応した制度となることを目指す

<関連する法律⇒グリーン購入法>

- ・国等の各機関：特定調達品目※について判断の基準※を満たす物品（役務）の調達を推進（義務）（※⇒国が「基本方針」を策定）
- ・地方公共団体：努力義務

⇒役務「庁舎管理等」に「清掃」の判断の基準が設定されている
エコマーク認定基準＝グリーン購入法の判断の基準を満たす内容である



清掃サービスの認定基準

「清掃サービス」基準は、以下に掲載しています

◆ 認定基準書は、以下に掲載しています

<https://www.ecomark.jp/nintei/510.html>

◆ 認定取得の手続きについては以下に掲載しています

https://www.ecomark.jp/nintei/510/510V1_d.pdf



認定基準書の構成



エコマーク商品類型 No.510 認定基準書
清掃サービス Version1.0

1. 認定基準制定の目的

建築物を長期に亘り良好な状態に保つためには、適切なビルメンテナンス業務(清掃管理、設備管理、警備等)を計画的に実施していくことが重要である。ビルメンテナンス業務のうち、清掃管理業務は日常清掃と定期清掃に分けられ、複数の事業者が関係する業務である。そうしたなか清掃分野でも、環境に配慮された洗浄剤や清掃用器具などの使用や、廃棄物の適正処理(法令順守)を徹底するための業界ガイドラインの作成など、環境面に対して様々な取り組みが始められている。昨今、「持続可能な開発目標(SDGs)」をはじめとした、社会・経済・環境面を考慮した持続可能な社会形成が重要とされ、清掃管理業務においても、使用する資材の選択などを通じた課題解決への貢献が求められている。

他方、清掃サービスに係る政策動向としては、国内では「国等の環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」において、役務「庁舎管理等」として「清掃」の判断の基準が設定されているほか、海外ではエコマークと同じタイプ1環境ラベル機関においても清掃サービスの基準が設定されている。

上記のような背景を踏まえ、ビルメンテナンス事業者における環境に配慮した清掃業務の普及拡大、清掃用具などでの環境配慮型商品の開発の活性化、発注者であるビル所有者への環境配慮型清掃業務の認知・利用拡大を目的に、「清掃サービス(清掃管理業務)」を対象としたエコマーク認定基準の策定を行った。

2. 適用範囲

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」における「建築物清掃業」または「建築物環境衛生総合管理業」に該当する事業者が提供する清掃サービス(清掃管理業務(他事業者に委託する業務も含む))。ただし、ハウスクリーニングは対象外とする。

3. 用語の定義

清掃管理業務	環境衛生管理業務のうち、建築物内部清掃と建築物外部清掃に該当するもの。建築物内部清掃は、床・天井・内壁・トイレ・洗面所・ブラインド・照明機器・エレベーター・エスカレーターなどを対象とした清掃業務。建築物外部清掃は、外壁・窓ガラス・サッシ・屋上・建物外回りなどを対象とした清掃業務。((公社)全国ビルメンテナンス協会)
建築物清掃管理評価資格者	自らが提供する業務(商品)の品質を高めるため、作業の結果を点検し、その点検結果を業務改善に生かすとともに、必要に応じて建築物所有者など発注者へ、改善提案ができる能力を備えた人を認定する資格者制度(通称:ビルクリーニング品質インスペクター)。
処方構成成分	製品に特定の機能を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。

1. 認定基準制定の目的

2. 適用範囲

→本商品類型の対象とする商品の範囲

3. 用語の定義

→認定基準で使用される用語の定義

4. 認定の基準と証明方法

4-1. 環境に関する基準と証明方法

4-2. 品質に関する基準と証明方法

5. 配慮事項

→認定要件ではないが、適合することが望ましい推奨事項

6. 商品区分、表示など

→1件の申込にまとめられる範囲、エコマークの表示などの規定



認定の対象は？

2. 適用範囲

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」における
「建築物清掃業」または「建築物環境衛生総合管理業」に該当する
事業者が提供する清掃サービス(清掃管理業務)を対象とする
ただし、ハウスクリーニングは対象外とする

注)清掃管理業務の一部を、他事業者に委託する場合も、その業務も評価対象

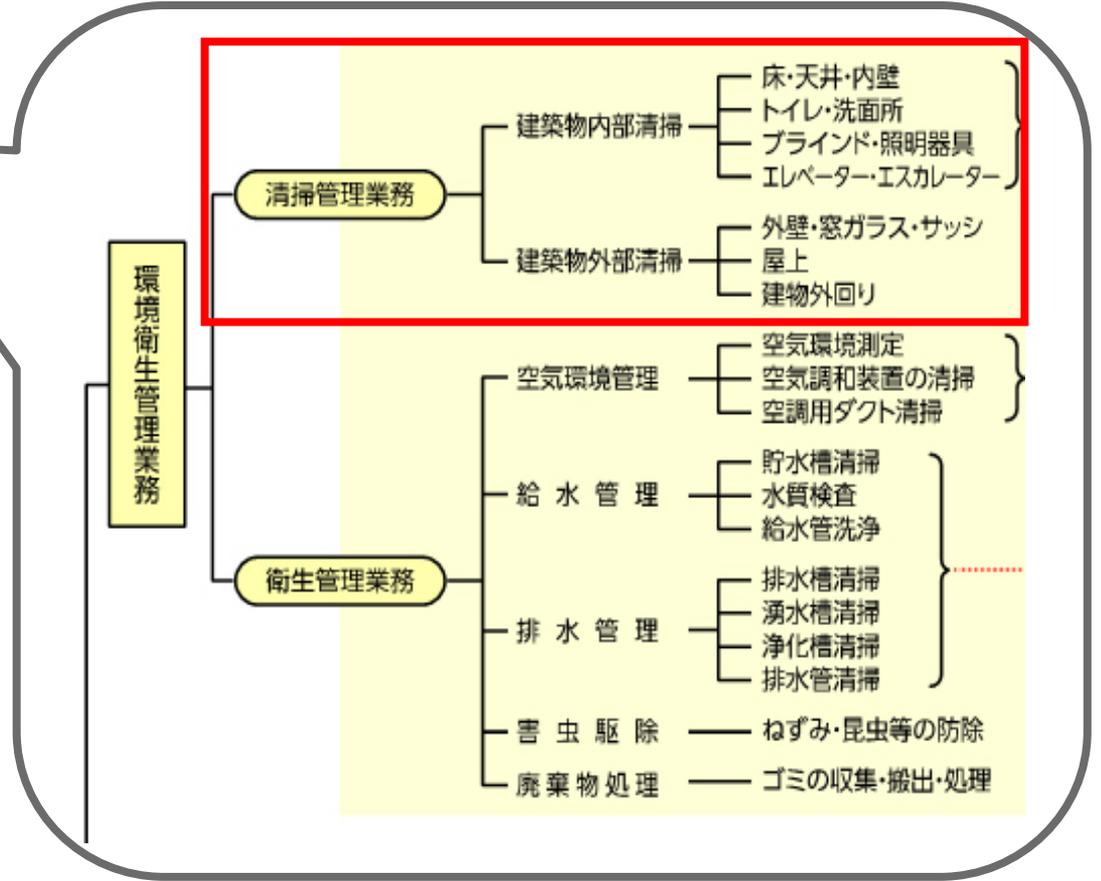
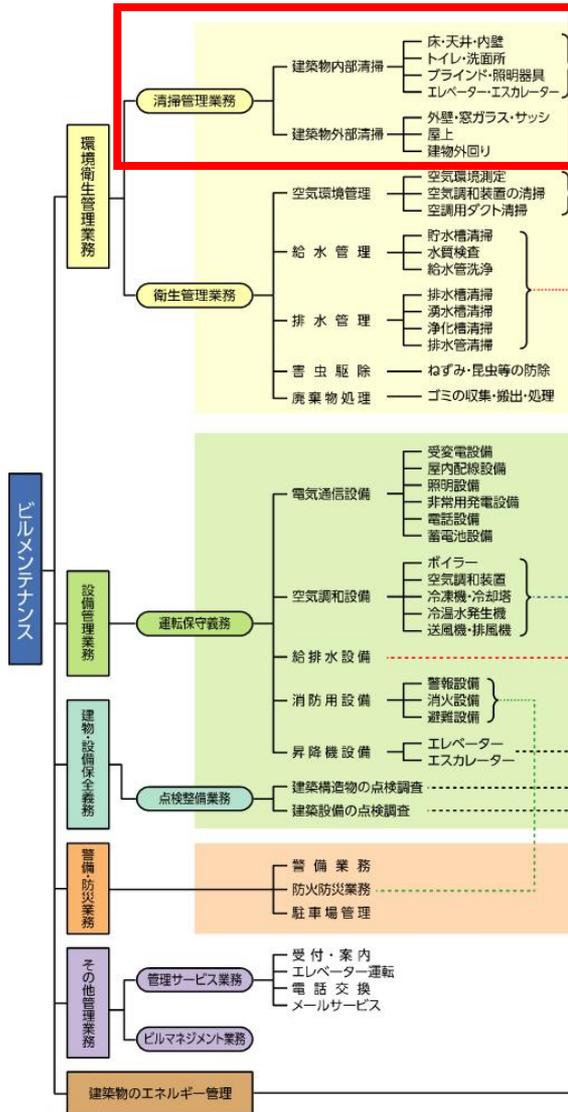


認定対象 ⇒ **清掃サービス**
(清掃管理業務)





対象となる業務



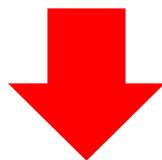
「清掃サービス」基準が対象とする業務
 = (公社)全国ビルメンテナンス協会による
 「清掃管理業務」と同義



基準項目、評価方法について

<基準項目>

- 環境配慮された清掃を実行・管理する社内体制の確立
- 環境配慮型の清掃用器具、洗浄剤等の使用
- 廃液などの適正処理 など



<評価方法>

- 証明書類の提出およびリモート(または現地)確認を行う

⇒ 社内の体制により基準に適合した清掃作業の実効性を評価する

具体的には、環境方針の設定や社内の標準仕様書、作業手順書等の提出、各書類および清掃現場の管理状況をリモート(または現地)審査で確認する



認定基準の構成

4. 認定の基準と証明方法

4-1. 環境に関する基準と証明方法

清掃用機械器具等	(1) 清掃用器具・消耗品の環境配慮
	(2) 清掃用機械器具の点検
	(3) 床維持剤(ワックス)、洗浄剤の環境配慮
廃棄物・廃液の処理	(4) 清掃作業で収集したごみの適切な分別
	(5) 清掃作業で発生する廃液の適正処理
清掃業務全般	(6) 清掃管理業務に関する環境方針の設定
	(7) 環境負荷低減が図られる清掃方法を行う体制
	(8) 環境法規の順守

4-2. 品質に関する基準と証明方法

清掃の品質	(9) 品質管理体制の確認
-------	---------------

5. 配慮事項(認定の要件ではないが、適合することが望ましい項目)

環境配慮に繋がる取り組み	(1) 清掃業務のエネルギー削減
	(2) 環境配慮された製品の選択
	(3) 生分解性の高い洗浄剤の使用
	(4) 清掃作業で発生する廃液の有効利用



(1) 清掃用器具・消耗品の環境配慮

(1) 申込者自身が調達する清掃用器具および消耗品などのうち、**該当製品は表1の適合要件を満たすこと**

表1. 清掃用器具および消耗品

対象商品	適合要件
モップ	エコマーク認定商品またはグリーン購入法の判断の基準を満足する製品 であること。 ただし、 フラット型のモップ に使用される マイクロファイバー製品 は本項を適用しない。
プラスチック製ごみ袋	
トイレトーパーパ	
洗面所の手洗い洗剤	石けん液または石けんを使用する場合には、 廃油または動植物油脂を原料 としていること。 ただし、 植物油脂を原料 として使用する場合は、 持続可能な原料 が使用されていること。

<証明方法>

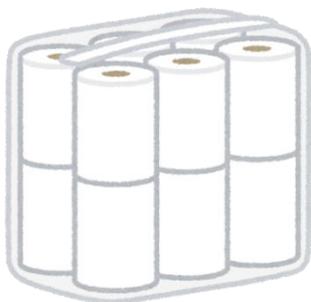
○使用している資材について、**“記入表1”(付属証明書)**を提出



(1) 清掃用器具・消耗品の環境配慮

使用する清掃用器具、消耗品の一覧 (記入表1)

- ⇒ 1) 対象商品の商品名を記載
- 2) 適合要件にチェック



記入表1 使用する清掃用器具、消耗品の一覧

発行日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

(発行者: 会社名)

印 (社印を捺印)

* 発行者は申込者

自社で調達する清掃用器具、消耗品について、以下の記述内容を証明します。

対象商品	商品名	適合要件 (いずれかの□にチェック)
例) モップ	〇〇モップ	<input checked="" type="checkbox"/> エコマーク認定商品 <input type="checkbox"/> グリーン購入法の判断の基準を満足する商品
モップ		<input type="checkbox"/> エコマーク認定商品 <input type="checkbox"/> グリーン購入法の判断の基準を満足する商品 <input type="checkbox"/> フラット型のマイクロファイバー製モップ
プラスチック製ごみ袋		<input type="checkbox"/> エコマーク認定商品 <input type="checkbox"/> グリーン購入法の判断の基準を満足する商品
トイレトペーパー		<input type="checkbox"/> エコマーク認定商品 <input type="checkbox"/> グリーン購入法の判断の基準を満足する商品
手洗い用洗剤		<input type="checkbox"/> 廃食用油を原料として使用 <input type="checkbox"/> 動物油脂を原料として使用 <input type="checkbox"/> 植物油脂を原料として使用 ⇒ 持続可能な原料を使用している。 <input type="checkbox"/> はい(※関連する資料を提出(RSPO 認証証等)) <input type="checkbox"/> いいえ
対象商品:		<input type="checkbox"/> エコマーク認定商品 <input type="checkbox"/> グリーン購入法の判断の基準を満足する商品
対象商品:		<input type="checkbox"/> エコマーク認定商品 <input type="checkbox"/> グリーン購入法の判断の基準を満足する商品

※該当する商品が複数あり、記入欄が足りない場合にはこの表に行を追加してご記載ください。



(1) 清掃用器具・消耗品の環境配慮

◆エコマーク認定基準(各物品が該当する類型)

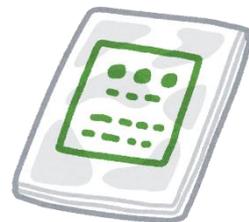
①モップ ⇒ No.104「家庭用繊維製品(Ver.3)」

※“リサイクル繊維の使用または使用後の回収”、“ホルムアルデヒド”、“染料・顔料”、“製品加工”などに関する基準
マイクロファイバー:再生材料を使用した商品の市販の情報がない
⇒マイクロファイバーを使用したフラット型のモップは、(1)を適用しない



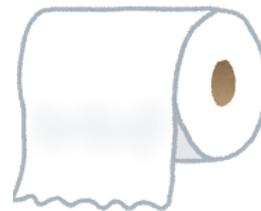
②プラスチック製ごみ袋 ⇒ No.128「日用品(Ver.1)」分類E

※“再生プラスチックまたは植物由来プラスチックの使用”、“重金属”、“配合率の表示”などに関する基準



③トイレットペーパー ⇒ No.108「衛生用紙(Ver.2)」

※“古紙パルプの配合率(100%)、化学物質”などに関する基準



エコマーク認定商品の検索

⇒ <https://www.ecomark.jp/search/search.php>

◆グリーン購入法の判断の基準(⇒商品の認証制度ではなく自己宣言)

⇒ <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/>



(1) 清掃用器具・消耗品の環境配慮



◆手洗い用洗剤の要件(適合していることを示す資料を提出)

手洗い用洗剤 ⇒ 廃油または動植物油脂を原料としていること。

・廃油を使用した石鹼

⇒例)エコマーク認定品(No.129「廃食用油等再生せっけん」

(基準:https://www.ecomark.jp/search/op_item_list.php?rkw=1&ruigata=1291)

・植物油脂

⇒**持続可能な原料が使用されていること。(※証明書の提出が必要)**

例)パーム油の**RSPO認証**などの認証証の写し等

<適合の要件について>

・清掃用器具および消耗品:

発注者からの支給品や指定品については適用しない。



(2) 清掃用機械器具の点検

(2) 使用する清掃用機械器具は、「清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準(厚生労働省告示第百十七号)」に則った点検が行われていること

<証明方法>

○点検が適正に行われていることを示す資料の提出

⇒ “清掃用機械器具の一覧・点検項目・頻度”などが示されている
社内マニュアル、および実際に点検を行った際の点検票 など

「清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準(厚生労働省告示第百十七号)」(抜粋)

⇒『…清掃用器具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期的に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行うこと。』

『…三月以内ごとに一回、定期的に点検』





(3)床維持剤(ワックス)、洗浄剤の環境配慮

(3)使用する床維持剤(ワックス)、洗浄剤などについては、
表の①および②に適合すること。また③～⑤の選択項目のうち、
いずれか1つ以上に適合していること



区分	適用範囲
必須	①床維持剤(ワックス)、洗浄剤について、過度な使用がないこと 具体的には、製品ラベルや取扱説明書などに記載された標準使用量を励行していること
必須	②使用する床維持剤(ワックス)、洗浄剤などは、厚生労働省の室内濃度指針値で定められた揮発性有機化合物(別表1)を処方構成成分として使用していないこと
選択	③使用する床維持剤(ワックス)、洗浄剤などについて、化学物質排出把握管理促進法の対象物質の含有有無をSDSなどで確認していること
選択	④床維持剤(ワックス)および床用洗浄剤は、清掃用途に応じ適切な水素イオン濃度(pH)のもの(原液でpH5～pH9)を使用していること
選択	⑤床維持剤(ワックス)、床コーティング剤には亜鉛フリーの製品を使用していること

SDS:安全データシート(薬剤メーカーが作成)



(3)床維持剤(ワックス)、洗浄剤の環境配慮

<証明方法>

○使用している洗浄剤等について“**記入表2**”、および下記を提出

- ①⇒”標準使用量の確認“などが記載された**作業手順書(必須)**
- ②⇒使用している床維持剤・洗浄剤等の**SDS(必須)**
- ③、④⇒使用している床維持剤・洗浄剤等のSDSなど(選択)
- ⑤⇒SDSまたは取扱説明書など、“**亜鉛フリー**”を示す資料(選択)

※SDS = 安全データシート

①標準使用量 ⇒ 洗浄剤等の取扱説明書、製品ラベルなどに記載

※作業員が標準使用量を確認し、守ることが**マニュアル化**されていること



②揮発性有機化合物(別表1) ⇒ SDSにて意図的に加えられていないか確認

※SDSへの記載例

3. 組成、成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物

(略)

シックハウス・シックスクール配慮(VOCの使用)

この製品には、室内空気汚染の原因とされる厚生労働省指針値該当 13 物質成分を原料として使用していません



(3)床維持剤(ワックス)、洗浄剤の環境配慮

※③～⑤はいずれか1つ以上に適合(選択項目)

③化学物質排出把握管理促進法の対象物質 ⇒ SDSなどに記載

※SDSへの記載例

15. 適用法令

化学物質管理促進法：該当しない

毒劇物取締り法：該当しない

消防法：該当しない

15. 適用法令

...

⑥PRTR法：第一種指定化学物質：2-アミノエタノール(20号)
：第二種指定化学物質：該当しない



④水素イオン濃度(pH) ⇒ SDSなどにて原液がpH5～pH9であることを確認

※床維持剤および床用洗浄剤が対象

⑤床維持剤、床コーティング剤など ⇒ 亜鉛フリーであることを確認

※SDS、取扱説明書などで確認



(3)床維持剤(ワックス)、洗浄剤の環境配慮

使用する床維持剤(ワックス)、洗浄剤等の一覧(記入表2)

- ⇒1)使用する洗浄剤等の商品名を記載
- 2)適合要件にチェック
- 3)選択項目③～⑤のうち、
選択した項目の適合状況を記載

記入表2 使用する床維持剤(ワックス)、洗浄剤等の一覧

発行日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

(発行者：会社名)

印 (社印を捺印)

* 発行者は申込者

床維持剤(ワックス)、洗浄剤等について、以下の記述内容を証明します。

商品名	商品の種類	4-1(3)②への適合状況 (厚生労働省指針値の13 物質を処方構成成分とし て使用していないか)	4-1(3)で選択した項目(③～⑤) および適合状況
例) ○○ワックス	床維持剤	<input checked="" type="checkbox"/> 使用なし(適合) <input type="checkbox"/> 使用あり	選択した項目：③ 適合の状況： <u>化学法の対象物質の含有がないことをSDSにて確認した。</u>
		<input type="checkbox"/> 使用なし(適合) <input type="checkbox"/> 使用あり	選択した項目： _____ 適合の状況： _____
		<input type="checkbox"/> 使用なし(適合) <input type="checkbox"/> 使用あり	選択した項目： _____ 適合の状況： _____
		<input type="checkbox"/> 使用なし(適合) <input type="checkbox"/> 使用あり	選択した項目： _____ 適合の状況： _____
		<input type="checkbox"/> 使用なし(適合) <input type="checkbox"/> 使用あり	選択した項目： _____ 適合の状況： _____
		<input type="checkbox"/> 使用なし(適合) <input type="checkbox"/> 使用あり	選択した項目： _____ 適合の状況： _____
		<input type="checkbox"/> 使用なし(適合) <input type="checkbox"/> 使用あり	選択した項目： _____ 適合の状況： _____
		<input type="checkbox"/> 使用なし(適合) <input type="checkbox"/> 使用あり	選択した項目： _____ 適合の状況： _____
		<input type="checkbox"/> 使用なし(適合) <input type="checkbox"/> 使用あり	選択した項目： _____ 適合の状況： _____

※該当する商品が複数あり、記入欄が足りない場合にはこの表に行を追加してご記載ください。



(4) 清掃作業で収集したごみの適切な分別

- (4) 清掃業務によって収集したごみ(清掃作業で発生する廃液などは除く)は、資源ごみ(紙類、缶、びん、ペットボトル等)、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみに分別して適切に回収し、該当施設のルールに則った方法で集積していることまた、資源ごみのうち、紙類については、古紙のリサイクルに配慮した分別・回収が実施されていること
- なお、紙類の分別が不徹底であった場合や排出量が前月比または前年同月比で著しく増加した場合は、施設管理者と協力して改善案の提示がなされること

<証明方法>

○分別・回収方法を示した社内の標準仕様書、作業手順書などの提出

- ⇒清掃現場の分別ルールの確認などを含めた分別・回収のルールがあることを確認する。
紙類の分別については、排出量が著しく増加した場合に改善を行う体制があるかを確認する。(事例の提示可)





(5) 清掃作業で発生する廃液の適正処理

(5) 申込者は、清掃作業で発生する廃液などについて、廃棄・処理マニュアルを作成し、適正に処理していること



<証明方法>

○ 下記書類の提出(I.およびII.)

I. 廃液の廃棄・処理について記載された自社の標準仕様書など

⇒ 適正処理を行うためのルールがあり、実行されていることを確認する

※ マニュアルとして、既存のガイドライン等を使用している場合には
該当ガイドライン等の提示も可

II. 産業廃棄物処理委託契約書・マニフェストの写し

⇒ “廃物の処理及び清掃に関する法律”に則り、適正に処理が行われていることを確認する





(6) 清掃管理業務に関する環境方針の設定

(6) 申込者は、清掃管理業務についての環境方針を定め、ウェブサイトなどで公表し、その環境方針に沿った自社の清掃業務に係る標準仕様書や作業手順書などを作成していること

<証明方法>

○下記書類の提出(I.およびII.)

I. 環境方針を示す資料(WEBサイト、環境報告書の該当部分など)

⇒ 自社で、清掃管理業務に関連する環境方針を定めていることを確認

II. 環境方針に沿った自社の標準仕様書や作業手順書

⇒ 環境方針を達成するための具体的な行動が示されているか。

※例) 環境方針: 「地球温暖化防止の取り組み

⇒ 温室効果ガス、CO₂の排出量削減を行う」

手順書: 「環境配慮型製品(エコマーク認定品)の使用、調達」





(7) 環境にやさしい清掃の実施体制

(7) 申込者は発注者に対し、より環境負荷低減が図られる清掃方法として、汚染度別の清掃方法の採用、室内環境の汚染前に除去する予防的清掃方法、清掃用機材の性能維持による確実な汚染除去の実施などができる体制にあること

<証明方法>

○要件となっている“汚染度別の清掃方法の採用など”の内容が記載された標準仕様書、作業手順書などの該当部分の提出

⇒実施記録などの提示





(8)環境法規の順守

(8) 申込事業者が該当する環境法規を順守していること

また、申込日より過去5年間の環境法規等の順守状況(違反の有無)を報告すること
なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、
以後は関連する環境法規等を適正に順守していること

<証明方法>

○ “環境法規等順守証明書(記入表3)”を提出

⇒ 申込事業者(清掃事業者)が環境法規を順守していることを確認





(8)環境法規の順守

“環境法規等順守証明書(記入表3)”

○申込事業者発行(直近3ヵ月以内有効)

⇒“1.”および“2.”の該当部分にチェック
※5年以内に違反があった場合には
[] に記載の書類を提出

環境法規等順守証明書

発行日:	20	年	月	日
(会社名)				印
(施設名)				(社印を捺印)
(責任者名) 役職名	氏名			
施設住所:				
TEL :				

* 責任者名は、事業代表者もしくは施設責任者
* 本証明書の発行日は、エコマークへの申込日より直近3ヶ月以内有効

下記の事項に適合していることを証明します。

記

- サービスの提供にあたり、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物質の排出などについて、以下の関連する環境法規および公害防止協定など(以下「環境法規等」という)を順守していることを証明します。

(以下の該当する□をチェック、記入の上、ご提出下さい。別紙一覧提出可)

事業所に関連する環境法規等の名称	備考
<input type="checkbox"/> 大気汚染防止法	
<input type="checkbox"/> 水質汚濁防止法	
<input type="checkbox"/> 騒音規制法	
<input type="checkbox"/> 振動規制法	
<input type="checkbox"/> 悪臭防止法	
<input type="checkbox"/> その他:	

※ “その他”には事業所が該当する法律名、立地する地域の条例や協定が存在する場合にはその名称を記載すること(例:○○県○○環境保全条例、○○市公害防止協定)

- 本証明書の発行日より以前の環境法規等の順守状況は以下の通りであることを証明します。

(該当する□をチェック、ご提出下さい。また、違反時は、行政処分、または行政指導などを指し、ます。)

- 過去5年間、関連する環境法規等の違反はありません。
 - 創業()年)以来、関連する環境法規等の違反はありません。
 - 過去5年間に関連する環境法規等に違反があり、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守しています。
※行政処分、または行政指導などの違反があった場合には、以下 a.b. の書類の提出が必要です。
- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
 - b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)~5)の資料(記録文書の写し等)
 - 1) 工場が立地している地域に關係する環境法規等の一覧
 - 2) 実施体制(組織図に役割等を記したもの)
 - 3) 記録文書の保管について定めたもの
 - 4) 再発防止策(今後の予防策)
 - 5) 再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)
- 過去に環境法規等に違反があり、まだ改善等がはかれていません。

以上



(9)品質管理体制の確認

- (9)申込者は、自らが提供する清掃管理業務の品質を高めるため、作業計画および作業手順書の作成、作業員への教育、作業結果の点検、改善などの品質管理体制を社内に構築していること
なお、清掃管理業務を含む事業においてISO9001の認定、または建築物清掃管理評価資格者((公社)全国ビルメンテナンス協会)により、「インスペクションガイドブック」に準拠した品質管理を行っている場合には適合とする

<証明方法>

○清掃業務の品質に関する社内の管理体制等を示す資料の提出

⇒“管理体制を示す組織図や管理フロー図”、“資格保有者リスト”、“品質管理項目一覧”、“品質管理を行った際のチェックリスト”など

※ISO9001(品質規格)の認定証、または建築物清掃管理評価資格者が「インスペクションガイドブック」に準拠した品質管理を行っていることを示す資料の提出でも可



(9)品質管理体制の確認

(参考)「インスペクションガイドブック」





配慮事項、表示など

5. 配慮事項

認定の要件ではないが、以下に配慮することが望ましい

(⇒必須の要件ではないが、先進的な取り組みなど実施することが望ましい項目)

- (1) 清掃業務に使用するエネルギーの削減に取り組んでいる
(省エネルギー型の清掃機器の選択、Iot技術等の活用による作業効率化など)
- (2) 清掃業務を行うために調達する製品は、エコマーク認定商品またはグリーン購入法の判断の基準を満足する商品など、環境配慮されたものである
[商品例: 制服・作業服、作業用手袋、ダスタークロス、他]
- (3) 生分解性が高い洗剤が使用されている
- (4) 清掃作業で発生する廃液を燃料利用などに有効利用している



○ 付属証明書に適合状況を記載(必要に応じ関連資料を提出)

⇒ 取り組み内容はリモート確認時に確認



配慮事項、表示など

6. 商品区分、表示など

- (1)商品区分(申込単位)は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」における「建築物清掃業」または「建築物環境衛生総合管理業」に登録事業者毎とする
- (2)原則として、認定されたサービスを紹介する媒体に下記のロゴマークを表示すること



エコマーク認定サービス

詳しくは、
[「認定清掃サービスへのエコマークの表示方法について」](#)を参照



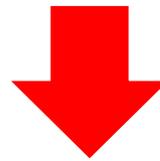
2. 清掃サービスのリモート(現地)審査



リモート審査の目的、評価方法について

<リモート審査の目的>

- 「清掃サービス」は作業そのものの評価ができないため基準に適合した作業の実効性(継続性)を確認する
- 作業の実効性の確認方法として、社内の管理体制・書類等の管理状況・実績などをリモート等にて確認する



<評価方法(リモート審査の内容)>

- 主に清掃業務(各清掃現場)の管理体制、関連書類等の管理状況の確認を行い、各基準項目への適合状況を評価する
⇒清掃現場の審査ではなく、管理部門の確認を行う



リモート審査における確認項目(例)

基準項目:(1)清掃用器具および消耗品について

○確認内容(例)

- ・社内の調達方針(基準)、調達管理の方法 など

(2)清掃用機械器具の点検について

- ・点検のマニュアル、実際に点検した際の点検票の確認 など

(3)床維持剤(ワックス)、洗剤などについて

- ・社内の調達方針(基準)、調達管理の方法、作業員への情報の伝達方法 など

(4)収集したごみ(清掃作業で発生する廃液などは除く)の分別について

- ・自社の分別ルール(作業手順書、マニュアル等)、作業員への伝達方法 など

(5)清掃作業で発生する廃液などについて

- ・自社の分別ルールについて(作業手順書、マニュアル等)
- ・産業廃棄物処理委託契約書、マニフェストの管理方法 など



リモート審査における確認項目(例)

(6)環境方針について

- ・環境方針が作業手順書等に反映されているか など

(7)環境負荷低減が図られる清掃方法について

- ・自社の標準仕様書や顧客への提案資料、または実際に対応した記録 など

(8)環境法規の順守について

- ・違反があった場合のみ⇒再発防止策、現在の順守状況などの確認

(9)清掃管理業務の品質管理について

- ・品質管理の方法、品質管理に関する帳票類の管理状況の確認 など

5. 配慮事項について ⇒具体的な取り組みを確認

(1)例: Iot技術等を活用した作業効率化、省エネタイプの清掃機械の選択 など

(2)現在使用している環境配慮型の製品を確認 例) 制服、ダスタークロス など

(3)使用している生分解性の高い製品の確認

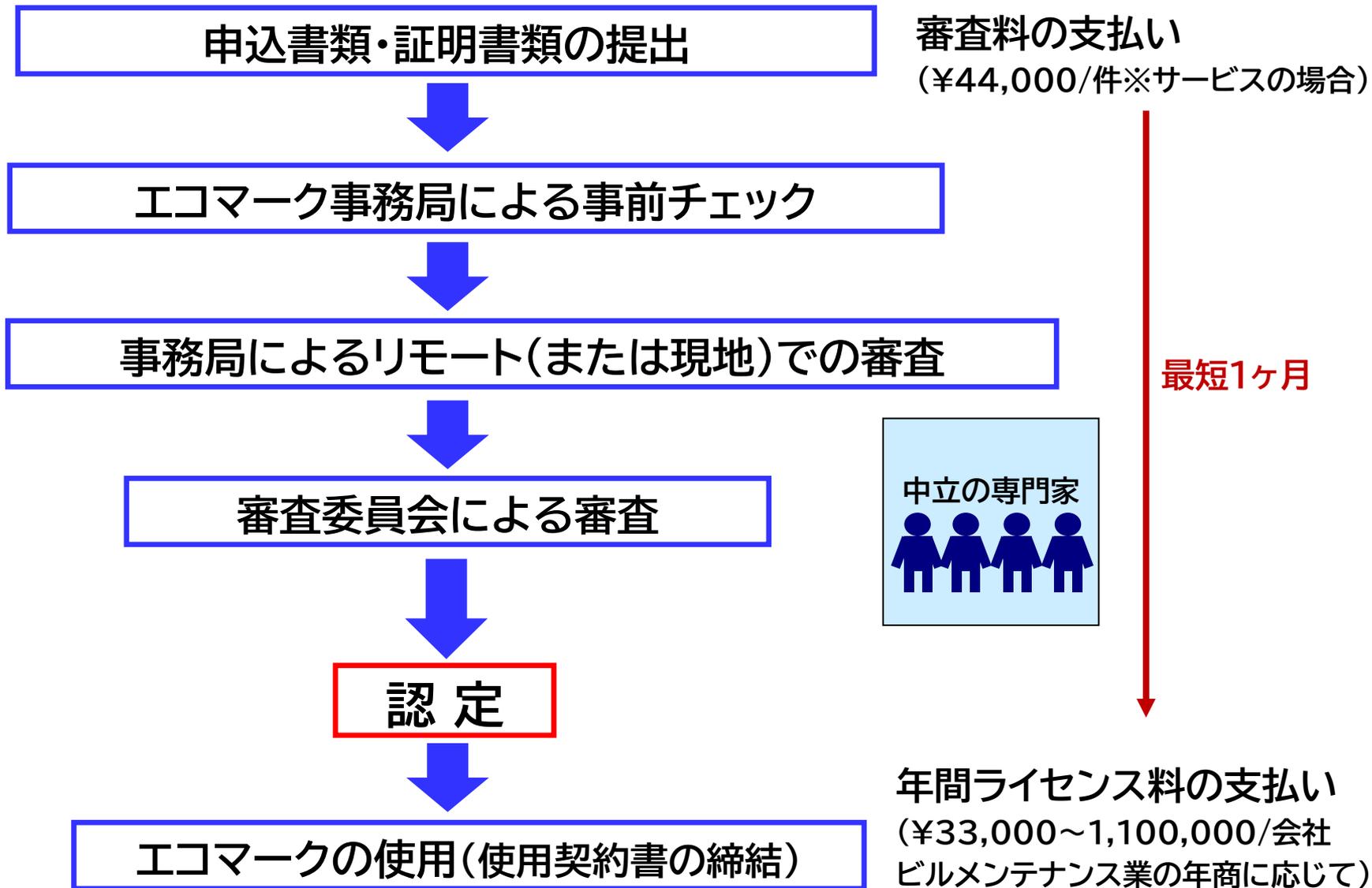
(4)例: ワックスの廃液処理で生じた固形物を燃料などへのリサイクル など



3. エコマーク認定までの流れ (申込方法、費用について)



認定審査の流れ





申請に必要な書類等

- ご申請には、「電子申請システム」をご活用いただけます。

<https://www.ecomark.jp/licensee/ecomark-sinsei-system.html>

※メールでのご申請の場合エコマーク認定・使用申込書(様式2、3-1)を提出

https://www.ecomark.jp/nintei/510/ys2-3_510.docx

- エコマーク商品売上高報告書(様式3-2)

※エコマークのお申込が初めての場のみ

https://www.ecomark.jp/nintei/510/ys3-2_510.docx

- 認定基準に適合していることの証明

(付属証明書、添付証明書、試験結果、説明資料など)

<https://www.ecomark.jp/nintei/>

- エコマークの表示見本設計図



分野毎のエコマーク認定基準の掲載箇所

認定基準のページ <https://www.ecomark.jp/nintei/>

公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

サイトマップ お問い合わせ

ホーム > 商品の認定基準

商品の認定基準

507	電カプラン (Version1.0) 電カプラン	2018.12.01	2025.11.30	1	1	1
508	シェアリングサービス (Version1.0) A. 自転車シェアリング B. カーシェアリング				0	0
	制定 商業施設 (Version1.0) 日本標準産業分類における貸事務所(6911)のうち、貸店舗業に該当する施設	2020.10.01	2027.09.30	1	1	1
510	制定 清掃サービス (Version1.0) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」における「建築物清掃業」または「建築物環境衛生総合管理業」に該当する事業者が提供する清掃サービス(清掃管理業務(他事業者に委託する業務も含む))	2021.02.01	2028.01.31	0	0	0

「商品の認定基準」をクリック

商品類型名 (基準(商品分野)の名称)

適用範囲 (対象商品)

該当する認定基準をクリック(詳細画面へ)

類型番号 (基準の番号)



個別認定基準のページ

No.510 清掃サービスVersion1.0

このタイプの認定一覧

(略)

適用範囲

清掃サービス

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」における「建築物清掃業」または「建築物環境衛生総合管理業」に該当する事業者が提供する清掃サービス(清掃管理業務(他事業者に委託する業務も含む))。ただし、ハウスクリーニングは対象外とする。

認定基準

認定基準書
(PDF)

(略)

申請に必要な書類

申込書等

No.510専用 エコマーク認定・使用申込書【様式2、3-1】

ビルメンテナンス業の年商に関する報告書【様式3-2】

付属証明書

付属証明書(Word等)

エコマーク表示見本(ZIP)

認定基準および申請方法について

お申し込みの際は、「[エコマーク認定審査申込について](#)」やエコマークのてびき等を参考に、必要な様式をダウンロードして電子申請システムを利用して申込みを行ってください。

エコマーク電子申請システム

電子申請システム



認定基準書の内容例

4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書および関係資料を提出すること。なお、清掃業務の一部を第三者に委託する場合には、委託する部分についても該当する項目を満たすこと。

4-1. 環境に関する基準と証明方法

4-1-1. 清掃用機械器具等の環境配慮の基準と証明方法

(1) 申込者自身が調達する清掃用器具および消耗品などのうち、該当製品は表 1 の適合要件を満たすこと。なお、2022 年 4 月までは在庫分については表 1 を適用しない。

表 1 清掃用器具および消耗品

対象製品	適合要件
モップ	エコマーク認定商品またはグリーン購入法の判断の基準を満足する製品であること。 ただし、フラット型のモップに使用されるマイクロファイバー製品は本項を適用しない。
プラスチック製ごみ袋	
トイレトーパー	
洗面所の手洗い洗剤	石けん液または石けんを使用する場合には、廃油または動植物油脂を原料としていること。ただし、植物油脂を原料として使用する場合は、持続可能な原料が使用されていること。

【証明方法】

調達する製品が表 1 の要件を満たすことを示す資料(仕様書、実績など)を提出すること。

基準の内容(要求事項)が書かれている

基準の証明の方法が書かれている
(次ページの付属証明書、ひな型に対応)



付属証明書(提出書類)

「4. 認定の基準と証明方法」を満たすために必要な証明書類

4-1-1. 清掃用機械器具等の環境配慮の基準と証明方法

提出が必要な書類、ひな型をWordで準備

項目	基準概要&記入欄	適合/不適合	添付証明書	添付証明書の発行者
4-1-1. (1)	調達する清掃用器具および消耗品などのうち、該当製品は表1の適合要件を満たす。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい <small>(在庫分で基準を満たすものがある。2022年1月までは使用。)</small> <input type="checkbox"/> いいえ	記入表1 ※手洗い洗剤の原料に植物油脂を使用している場合： <u>持続可能な原料を使用していることを示すRSPOの認証を受けていることも可</u>	申込者
4-1-1. (2)	使用する清掃用機械器具は、「清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準」に則った点検が行われている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	<u>「清掃用機械器具の一覧」、「点検項目」、「頻度」などを示す社内マニュアル、メンテナンス記録票など</u>	申込者
	使用する床維持剤(ワックス)、洗浄剤などについて、下記項目①および②に適合している。また③～⑤の選択項目のうち、いずれか1つ以上に適合している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	下記IおよびIIを提出 I. 記入表2 II. 適合していることを示す資料 ・作業手順書 ・SDS ・不使用証明など	

適合状況をチェック

書類の発行者



認定取得・ライセンス維持にかかる費用

■ サービス認定審査料

- ▶ サービスの認定審査に対して支払いいただく費用(審査時のみ)

審査料(税込)	
申込1件あたり	44,000円

■ 年間ライセンス料

- ▶ エコマークの使用に対して支払いいただく費用(1年毎・前払い)
- ▶ ビルメンテナンス業の年商に応じて段階的に設定

	区分	年間ライセンス料(消費税込)
ビルメンテナンス業の年商	1億円未満	33,000円
	1億円～10億円未満	55,000円
	10億円～20億円未満	110,000円
	20億円～100億円未満	220,000円
	100億円～500億円未満	550,000円
	500億円以上	1,100,000円



認定の有効期限

- ・認定を取得すると、認定基準に定められた有効期限まで有効です
【2028年1月31日まで】
※ 解約等がない限り
- ・有効期限のおよそ2年前に「期限の延長」、「全面的な改定」を判断
※ 全面的な改定があった場合、再審査が必要

※認定基準書の表示



エコマーク商品類型 No.510 [認定基準書](#)
清掃サービス Version1.0

一適用範囲一
「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」における「建築物清掃業」または「建築物環境衛生総合管理業」に該当する事業者が提供する清掃サービス(清掃管理業務(他事業者に委託する業務も含む))。ただし、ハウスクリーニングは対象外とする。

※WEBサイトでの表示

類型番号	商品類型名 分類/適用範囲(抜粋)	制定/改定日	有効期限日	認定商品数 (型式・品番数 または施設数)	ライ センス数	企業数
510	制定 清掃サービス (Version1.0) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」における「建築物清掃業」または「建築物環境衛生総合管理業」に該当する事業者が提供する清掃サービス(清掃管理業務(他事業者に委託する業務も含む))	2021.02.01	2028.01.31	0	0	0

制定日:2021年 2月 1日
有効期限:2028年 1月31日

制定日:2021年 2月 1日
有効期限:2028年 1月31日





貴社の環境への取り組みの第一歩として、
入札の対応やビルオーナー等へのアピールに

是非、エコマークの申請をご検討ください！

オンライン相談も受け付けています

<https://www.ecomark.jp/guidance/acquire/assistance/>

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局

東京都千代田区岩本町1-10-5 TMMビル5階

電話:03-5829-6284

E-mail: info@ecomark.jp <https://www.ecomark.jp/>